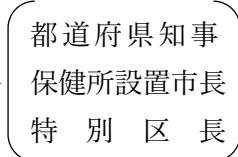


健生発 1115 第 4 号
医政発 1115 第 19 号
感発 1115 第 3 号
令和 5 年 11 月 15 日

各  殿
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公印省略)

旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について

今般、旅館業法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 330 号。以下「改正政令」といいます。）、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 329 号。以下「施行期日令」といいます。）及び旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省令」といいます。）が、本日別添 1 から 3 までのとおり公布されました。

改正政令及び改正省令の趣旨及び内容は、それぞれ下記第 1 から第 3 までのとおりであるほか、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」といいます。）による改正後の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」といいます。）、改正政令による改正後の旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「令」といいます。）及び改正省令による改正後の旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「規則」といいます。）の運用上の留意事項等は下記第 4 のとおりですので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

また、本日、別添 4 のとおり、法第 4 条の 2 及び第 5 条に定める事項に関し営業者が適切に対処するために必要な指針として、旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（令和 5 年 11 月 15 日厚生労働大臣決定）を策定しました。

併せて、旅館業法担当部局におかれでは、改正法の円滑な施行に向けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」といいます。）の担当部局や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65

号。以下「障害者差別解消法」といいます。)の担当部局等、関係部局へも本通知を共有いただく等により関係部局間の連携を図り、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正政令及び改正省令の趣旨

改正政令及び改正省令は、改正法により、法第4条の2(感染防止対策への協力の求めに関する規定)の新設、第5条(宿泊拒否制限に関する規定)の規定を改める等の改正が行われることに伴い、令及び規則に関し、所要の規定の整備を行うものである。

第2 改正政令の内容

(1) 令の一部改正関係(改正政令第1条関係)

① 法第4条の2第1項第1号の政令で定める者に関する事項(令第4条関係)

法第4条の2第1項第1号の特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者は、(i)特定感染症の症状を呈している者及び(ii)特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。

② 法第4条の2第1項第1号の協力に関する事項(令第5条関係)

法第4条の2第1項第1号の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるものは、(i)旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者(旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者をいう。以下同じ。)の指定する場所から出ないこと、(ii)体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること、並びに(iii)(i)及び(ii)のほか、感染症法第16条第1項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第18条第1項に規定する基本的対処方針において特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容(以下「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。)に即して、法第4条の2第1項第1号の協力として法第5条の2第1項に規定する指針で定めるものとする。

③ 法第4条の2第1項第3号の協力に関する事項(令第6条関係)

法第4条の2第1項第3号の政令で定める協力は、(i)体温その他の健康状態その他法第4条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること、及び(ii)(i)のほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、法第4条の2

第1項第3号の協力として法第5条の2第1項に規定する指針で定めるものとする。

④ 法第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染症国内発生期間に関する事項（令第7条関係）

法第4条の2第2項の国内に常在すると認められる特定感染症を結核とし、その特定感染症国内発生期間は、厚生労働大臣が、感染症法第16条第1項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して法第4条の2第1項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日から、厚生労働大臣が、そのようなおそれがなくなったと認めその旨を告示した日までとする。

(2) 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）の一部改正関係（改正政令第2条関係）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条に基づく事業に係る政令で定める要件のうち、滞在者名簿の記載事項から職業を削除し、連絡先を追加するものとする。

(3) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和5年政令第247号）の一部改正関係（改正政令第3条関係）

改正法の施行の日前に特定感染症が発生した場合における特定感染症国内発生期間の始期に関する経過措置を定めるほか、所要の改正を行う。

第3 改正省令の内容 ① 法第4条の2第1項第1号イの厚生労働省令で定めるものに関する事項（規則第5条の2関係）

法第4条の2第1項第1号イの厚生労働省令で定めるものとして、(i) 医師の診断の結果及び(ii) 特定感染症の症状を呈している者にあっては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項とともに、その報告の方法として、書面又は電子情報処理組織を使用する方法によることとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれをすることができるとしている。

② 令第5条第2号の厚生労働省令で定める事項（規則第5条の3関係）

令第5条第2号の厚生労働省令で定めるものは、(i) 当該特定感染症が現に発生している外国の地域における滞在の有無、(ii) 当該特定感染症のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「感染症法施行令」という。）第5条各号に掲げる感染症にあっては、当該各号に定める動物との接触の有無及び(iii) 法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等との接触の有無並びに(iv) 特定感染症の症状を呈している者にあっては、当該者が特定感染症にかかっていると

疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうかとする。

- ③ 法第4条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者に関する事項（規則第5条の4関係）

法第4条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者は、特定感染症を人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断した者とする。

- ④ 法第4条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める事項（規則第5条の5関係）

法第4条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める事項は、当該者が令第4条第2号に掲げる者に該当するかどうかとする。

- ⑤ 法第5条第1項第3号の厚生労働省令で定めるものに関する事項（規則第5条の6関係）

法第5条第1項第3号の厚生労働省令で定めるものは、以下のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

ア 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害者差別解消法第2条第2号の社会的障壁の除去を求める場合を除く。）

イ 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害者差別解消法第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準じる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

- ⑥ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）の一部改正関係（改正省令第2条関係）

国家戦略特別区域法施行令第13条の厚生労働省令で定める事項について、所要の改正を行うこととする。

- ⑦ 宿泊を拒んだときの理由等の記録及び保存の方法（改正省令附則第2項関係）

改正法附則第3条第2項の方法は、法第5条第1項第1号又は第3号に掲げる場合ごとに、宿泊を拒んだ理由等に関する記録を書面、当該営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

第4 運用上の留意事項

- （1）特定感染症に係る医療提供体制及び関係者間の連携について

改正法の附帯決議においては、「宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること」とされている。

また同附帯決議においては、「旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることができること（中略）を明確にすること」とされている。

一方、その前提として、新たに特定感染症が発生した際に地域の医療提供体制や検査体制が逼迫する事がないよう、これまで通知しているとおり、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）のうち、感染症法所管部局及び地域医療担当部局においては、引き続き、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）の施行に向けた準備に尽力されたい。

また、都道府県等のうち旅館業法所管部局においては、特定感染症国内発生期間に宿泊者から特定感染症の患者等が発生した場合等であっても、地域の旅館業の営業者や医療機関、宿泊療養施設等が適切に対応することができるよう、地域における営業者その他の関係者に対し、

- ・ 特定感染症国内発生期間に、営業者が相談できる都道府県等の窓口
- ・ 特定感染症国内発生期間に、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合に連絡できる保健所の連絡先

等を、平時から周知・確認しておくべきであるほか、特定感染症国内発生期間であって、全ての特定感染症の患者等を医療機関や宿泊療養施設等で即座に対応することが難しい例外的な状況下にある場合には、そうした状況下にあることについて、管下の旅館業の施設に対して情報共有すべきであり、関係者間の連携を図られたい。

（2）条例に関する留意事項

改正法による改正後においても、都道府県等が、法第5条第1項第4号に基づき、地域の実情に応じた宿泊拒否の事由を定めることができることに変わりはないが、改正法との関係性において留意すべき事項は以下のとおりである。

① 法第5条第1項第1号との関係

条例において法に定める特定感染症以外の感染症の患者に該当する場合も宿泊拒否を行うことができることとすることは、

- ・ 入院等の措置が適用されない感染症であっても宿泊拒否できることとするものであり、感染症法や特措法といった他の法令と比較して過度な行動制限となりうるほか、
- ・ 感染状況等の一定の基準に基づく合理的な運用が全国的になされないことが懸念さ

れ、

- ・ 更に、改正法における法第5条第1項第1号の改正趣旨が感染症に係る差別防止等の観点から改正前の同号の規定範囲を限定・明確化するものであることから、法第5条第1項第1号の趣旨に沿わないと考えられる。

② 法第5条第1項第3号との関係

条例においていわゆる迷惑客等に関する宿泊を拒むことができる事由が定められている場合は、法第5条第1項第3号の事由に加えて、条例で定める事由も宿泊を拒むことができる事由となり、条例を改正する必要性は必ずしもないと考えられるが、法第5条第1項第3号と規定内容として重複がないように調整することが望ましい。

③ 感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合との関係

条例において感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合を宿泊拒否事由として規定することについては、法第5条第1項において、宿泊を拒むことができる事由を限定的に規定している中で、不当な宿泊拒否が生じるおそれ等の懸念を踏まえて、衆議院の修正により、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合が削除された経緯を踏まえると、法第5条の趣旨に沿わないと考えられる。

④ 法第5条第2項との関係

改正法により新設された法第5条第2項の規定を踏まえ、既に条例で宿泊拒否事由を規定している都道府県等においては、当該宿泊拒否事由に関し、営業者が適切に対処するため必要な事項を整理して公表することや、必要に応じて条例の改正の要否を検討することが望ましい。

(3) 差別防止の徹底等について

法第3条の5第2項において、営業者の従業者に対する研修の機会を付与する努力義務が設けられた。都道府県等においては、

- ・ 営業の許可や変更等、営業者と接点を持つ際に、厚生労働省で研修ツールを用意している旨周知し、活用するよう促すこと

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00006.html

- ・ 従業者のみならず、営業者も研修内容を理解することが重要であることについても、管下の旅館業の施設の営業者に対し、指導いただきたい。

また、都道府県等においては、管下の旅館業の施設の営業者に対し、法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等を行うことが望ましい。

(4) 相談窓口の明確化について

都道府県等においては、利用者側が営業者から不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否がなされた場合や、営業者側が協力の求めや宿泊拒否に関して悩んだ場合の相談に対応する窓口を明確にした上で、利用者や営業者に対して当該相談窓口の役割と連絡先について、周知・広報を行われたい。

また、宿泊しようとする者から不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否がなされたとの申出があった場合は、必要に応じて、法第7条の規定に基づき、報告の徴収等を行うとともに、営業者側から協力要請や宿泊拒否に関して相談があった場合は、適切に助言することが求められる。

さらに、当該相談窓口において障害者差別解消法にも関わる相談を受けた場合は、都道府県等における同法の担当部署と適切に連携することが求められる。一方で、障害者差別解消法に関わる相談については、障害者差別解消法の担当部署のみに相談が来る場合も想定されることから、旅館業法担当部局は、障害者差別解消法の担当部署宛てに、障害者の宿泊拒否に関する相談が来た場合には、情報を共有し連携して対応するよう依頼する等、障害者差別解消法の担当部署との間で連携体制を構築されたい。

加えて、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）を踏まえ、電話やFAXだけでなく電話リレーサービスやメール等でも問い合わせを行うことができるよう整備されたい。併せて、SNSでも問い合わせを行うことができるようになることが望ましい。

都道府県等が相談窓口を周知する際は、以下の組織が設ける消費者向けの相談窓口等を併せて周知することも検討されたい。なお、以下の組織に対しては、本件について、相談されることがあり得ることや都道府県等に紹介することについて、了承を得ていることを申し添える。

・営業者向け相談窓口：

団体名	連絡先	対応日時等
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 (全旅連)	http://www.yadonet.ne.jp/info/eigyousya_soudan.html	
日本司法支援センター（法テラス）	TEL：0570-078374（おなやみなし） メールでのお問合せも受け付けています。 https://www.houterasu.or.jp/index.html	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日・祝日は除く。)

人権相談は、こちら

連絡先	対応日時等
-----	-------

法務局	TEL : 0570-003-110 (みんなの人権 110 番) その他の人権相談の方法はこちら https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html (法務省HP (人権相談))	平日 8:30~17:15
-----	---	------------------

・利用者向け :

契約トラブルについては、こちら

団体名	連絡先	対応日時等
消費生活センター 等	TEL : 188 消費者ホットライン 188 : 消費生活センターや消費生活相談窓口が案内されます。	各相談窓口による
日本司法支援センター (法テラス)	TEL : 0570-078374 (おなやみなし) メールでのお問合せも受け付けています。 https://www.houterasu.or.jp/index.html	平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 (日曜日・祝日は除く。)
公益社団法人全国消費生活相談員協会 (週末電話相談室)	TEL : 03-5614-0189 (東京)	土曜日・日曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 (年末年始を除く。)
	TEL : 06-6203-7650 (大阪)	日曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 (年末年始を除く。)
	TEL : 011-612-7518 (北海道)	土曜日 13:00~16:00 (年末年始を除く。)
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (ワイクエン)	TEL : 03-6450-6631 (東京)	日曜日 11:00~16:00 (年末年始を除く。)
	TEL : 06-4790-8110 (大阪)	土曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 (年末年始を除く。)

ド・テレホン)		
---------	--	--

人権相談は、こちら

	連絡先	対応日時等
法務局	TEL : 0570-003-110 (みんなの人権 110 番) その他の人権相談の方法はこちら https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html (法務省HP(人権相談))	平日 8:30～17:15

・訪日外国人観光客向け：

契約トラブルについては、こちら

団体名	連絡先	対応日時等
訪日観光客消費者ホットライン	TEL : 03-5449-0906 ※対応言語： 英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、フランス語、日本語	平日 10:00～16:00 (土日祝・12/29～1/3 は除く。)

(5) 法施行状況に関する報告の徴収等について

都道府県等は、営業者が不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否を行っていることを把握した場合は、営業者に対して、法第7条の規定に基づき、報告の徴収等を行い、状況の把握に努めること。報告の徴収等を行った結果、必要な場合は、法第8条の規定による営業の許可の取消しや営業の停止を行うことも含めて検討されたい。

また、都道府県等は、営業者による研修の実施の有無・内容等についても少なくとも3年に1度は確認されたい。

(6) 施行状況等の把握

法の施行状況等について把握するため、今後、その施行状況、効果、事例等についてフォローアップを行う予定であることに留意されたい。

以上